

<養子縁組許可>

1 概要

未成年者を養子とする場合又は後見人が被後見人を養子とする場合は、それぞれ家庭裁判所の許可が必要です。ただし、自己又は配偶者の直系卑属（子や孫等）を養子とする場合は家庭裁判所の許可は必要ありません。

なお、未成年者を養子とする場合で、養親となる者に配偶者がいる場合は夫婦が共に養親となる縁組となります。

2 申立人(申立てができる人)

- ・養親となる者

3 申立先

- ・養子となる者の住所地の家庭裁判所となります。
- ・養子となる者の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。

(養子となる者の住所地)	(申立先)
東京23区内, 三宅村, 御蔵島村, 小笠原村	東京家庭裁判所(本庁)
八丈町, 青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町, 利島村, 新島村, 神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村(多摩地区)	東京家庭裁判所立川支部

養子となる者の住所地が東京都以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

- ・収入印紙・・・養子となる者1人につき800円
- ・連絡用の郵便切手・・・82円×10枚, 10円×10枚(合計920円分)

5 申立てに必要な書類

- ・申立書1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)1通
- ・未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書)1通
- ・代諾者の戸籍謄本(全部事項証明書)各1通

※ 代諾者とは、養子となる者が15歳未満の場合に、その者に代わって養子縁組の承諾を与える者で、養子となる者の親権者や未成年後見人等の法定代理人のことです。

※ 事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

注 家事事件手続(調停, 審判, 調査等)においては、録音・録画・撮影は禁止されています。